

(新) 改正後

別表第1 (第4条関係) 補助対象

補助対象事業	デジタル技術を活用したヘルスケア関連の新製品及び新サービスの事業化のための実証実験 (注) 実証実験の実施場所は県内市町村に限る。
補助事業者	県内市町村と県内外の民間企業等、大学等で構成されるコンソーシアム (注) コンソーシアム協定を締結すること。
補助要件 (体制等)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">下線部の追記</div> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業が、交付決定の日までに高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトの支援案件となること。</li><li>・コンソーシアムを構成する組織（以降、コンソーシアム構成員という。）として、県内の市町村と県内外の民間企業等の参加は必須とする。なお、県外民間企業等については、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に県内に本社、支社、研究拠点等を設置すること。</li><li>・コンソーシアムは補助金の交付申請日までに設立すること。</li><li>・コンソーシアム構成員の中から幹事者を決定すること。</li><li>・幹事者は、当該補助事業の取組を主体的かつ積極的に実施すること。</li><li>・幹事者は、当該補助事業の実施に係る事務の一切を担うこと。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を公募期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、本社（本店）及び営業所等（高知県内に限る。）が都道府県税を滞納してないこと。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、消費税及び地方消費税を滞納してないこと。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。</li></ul>
補助対象期間	交付決定の日から補助事業の実施年度の2月15日まで
補助率	2分の1以内
補助金額	上限750万円、下限100万円

(旧) 改正前

別表第1 (第4条関係) 補助対象

補助対象事業	デジタル技術を活用したヘルスケア関連の新製品及び新サービスの事業化のための実証実験 (注) 実証実験の実施場所は県内市町村に限る。
補助事業者	県内市町村と県内外の民間企業、大学等で構成されるコンソーシアム (注) コンソーシアム協定を締結すること。
補助要件 (体制等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業が、交付決定の日までに高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトの支援案件となること。</li><li>・コンソーシアムを構成する組織(以降、コンソーシアム構成員という。)として、県内の市町村と県内外の民間企業の参加は必須とする。なお、県外民間企業については、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に県内に本社、支社、研究拠点等を設置すること。</li><li>・コンソーシアムは補助金の交付申請日までに設立すること。</li><li>・コンソーシアム構成員の中から幹事者を決定すること。</li><li>・幹事者は、当該補助事業の取組を主体的かつ積極的に実施すること。</li><li>・幹事者は、当該補助事業の実施に係る事務の一切を担うこと。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を公募期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、本社(本店)及び営業所等(高知県内に限る。)が都道府県税を滞納していないこと。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。</li></ul>
補助対象期間	交付決定の日から補助事業の実施年度の2月15日まで
補助率	2分の1以内
補助金額	上限750万円、下限100万円